

# 平和で静かな空を

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 28号

発行 2012年1月12日

連絡先：大和市桜森3-5-3フォントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oom/>



第四次厚木爆音訴訟原告団

団長 藤田 栄治



第四次厚木基地爆音訴訟弁護団

団長 中野 新



たでしようか。

原告の皆さん、連日激しい爆音が私たちの上空を撫っていますがどんな思いで二〇一二年の正月を迎えられたでしょうか。

昨年菅政権から野田政権へと代わりました。しかし、政権は変わつても政局は相変わらず混迷を纏め、国民生活にとつては何ひとつ明るい兆しは見えません。私たちに関わりをもつ基地対策も沖縄の普天間問題に見られるように県民の反対を押しきつてアメリカの言いなりになつてゐる状況です。

また、福島原発による放射能の流出問題は大きな社会不安となつてひろがつてきていて、あれもこれも本当に気がかりな年明けになりました。せめて、私たちが取り組んでいる爆音訴訟に勝利して将来に明るい展望を切り開きたいものと思います。

さて、私たちの裁判は昨年の東日本大震災で一時中断したこともあつてひろがつていています。「危険への国側は、過去の裁判で決着がついている、「危険への接近論」や、「昼間騒音排除論」を執拗に繰り返し、又、うるさき指数を環境庁方式にすべきだ、と迫ってきていいずれも損害賠償額を少しでも減額しようとする國の姑息な主張です。我々から見ればいたずらに裁判を引き延ばすいやがらせとも思われますが、これを許すと原告にとっては大きな不利益を受けることになりますので、弁護団と事務局は危険への接近論や、昼間騒音排除の対象になつている原告、又、防音工事で不利益を受けないための証拠書類や陳述書の提出などの作業に奔走しています。

裁判はまだ流動的な面もありますが、今年中には是非結審を迎えるようにしたいと思います。

結審のあとは一審判決そして東京高裁での控訴審へと進むことになります。

いずれにしても私たちの第四次訴訟は後につづく小松基地、岩国基地、嘉手納基地、普天間基地の裁判に大きな影響を与えます。

また裁判は続きますが損害賠償と飛行差し止めの請求の完全勝利を目指して最後まで頑張っていきましょう。

### 新春のご挨拶



事務局長 小原 慎一



原告の皆様あけましておめでとうございます。  
二〇一二年の本年は、いよいよ第四次訴訟も、結審に向けての大詰めの年となるでしょう。昨年は三・一・一東北大震災によつて、法廷の期日も延期され、審理の予定が大巾に遅れざるを得ませんでした。

本年は昨年一・一月七日に行われた、横浜国大田村名譽教授のWECPPNLについての証言に続いて、京都大学松井教授に、四月二五日に証言いただきます。

松井教授には、航空機騒音と住民の健康被害のおそれ、これについてのWHOの環境騒音（規制）ガイドライン、騒音による疾病負荷等についての世界（特にヨーロッパ）の騒音規制基準、我が国の騒音規制の現状と、大和市民の健康被害の推定などについて、最新の調査研究成果を証言いただきます。

その後の審理予定は、何としても裁判所による航空機騒音の現場検証を実施させることで、これまでの学問的争点であつた、訴訟法上の差し止め請求の取り扱い日米地位協定上の厚木基地管理権の國への帰属と米軍機に対する國の管理権限、について大学教授・専門家の鑑定意見の提出などを予定しています。

その後最終弁論を経て、結審・判決を迎えることになりますが、裁判は年を越すものと思われます。

この裁判においては、民事・行政のいずれにしても、米軍機・自衛隊機の飛行差し止めを認めさせること、そのために、厚木一次訴訟最高裁判決が誤つて認定した、日米地位協定上の米海軍厚木飛行場の位置づけを、正しく認定させることを獲得しなければなりません。

戦後六〇年以上たつて、ようやく日米安保条約とその運用の実態が、厚木基地においても、又沖縄においても、明らかとされる契機がくることが期待されるのです。

あつとと言う間の激動の一年が過ぎ、積み残された課題の重さゆえに、多くの人々から新たな年を喜ぶ余裕が失われてしまつてゐるのではないか。  
「3・1・1大震災」に伴う東電福島第一原発事故、その人災がこの国に民主主義を呼び戻す大きな契機となつたと、後に語られるような運動を展開したいものです。

日米安保条約による基地負担科学的論拠さえも信じない原子力推進、ともに金と嘘と暴力とで築かれてきた「国策」、これまで決して明らかにされることが無く、「闇の中」にあつたこの国的基本構造、差別構造が隕氣ながらも白日のもとに晒されつゝあり、そこに今後の展望を抱きたいと思います。民意とかけ離れた「国策」を是正する役割を放棄した深刻な政府の姿勢を問いつぶことが、新たな運動の出発点です。

米空母は違法爆音の根源であるとともに、原発事故に匹敵する危険性を首都圏一帯にもたらす存在です。福島での現実を直視するならば「原子炉事故による放射能の漏出は基地内に止まる」との米国側説明の虚偽を徹底的に暴く必要があります。

「もんじゅ訴訟」をはじめ全国の原発立地許可取消しや稼働停止を求める裁判を担つてきた海渡弁護士は最近の著書で、危険な「国策」に科学的見地を切り捨てる法的根拠を与えてきた裁判の責任を追及しています。

厚木爆音訴訟も四次にわたり3・5年余り、安保条約優先の「国策」に憲法の理念たる生存権を対峙して、司法判断を求め続けています。今次、再び飛行差止めを掲げる上で裁判所の責任も問いかけています。大衆運動と裁判闘争を結合した神奈川が全國に誇る運動を平和運動センターも支え続ける決意です。

## 最近のうるさい爆音に抗議



2011年12月15日(木)防衛省南関東防衛局座間防衛事務所に抗議しました。

原子力空母ジョージワシントンの艦載機が11月中旬厚木基地へ飛来して以来、厚木基地周辺は連日激しい爆音にさらされています。第四次厚木爆音訴訟団と厚木爆同の役員20名は大和市鶴間にある防衛省南関東防衛局座間防衛事務所を訪れ、訓練飛行を即時止めるように、強く申し入れました。

これに対し、座間防衛事務所の中村所長と藤本次長は、「防衛省としては厚木基地での米軍の飛行訓練の実施等は必要不可欠なものであると認識している。しかし、周辺住民にとって航空機騒音はきわめて深刻な問題であるので、騒音の軽減に向く、努力していきたい」と相変わらずの回答のみだった。

## 11月はこんなにうるさかった!!

測定場所：厚木基地滑走路北端

\*データは、防衛省のデータ

測定日	騒音回数	測定W値
11/21(月)	74回	98.3
22(火)	78回	96.9
23(水)	16回	95.0
24(木)	29回	79.1
25(金)	42回	78.2
26(土)	3回	72.5
27(日)	6回	71.7
28(月)	75回	94.9
29(火)	170回	102.9
30(水)	193回	105.1

このデータは、防衛省が厚木基地内の滑走路北側のフェンス際に設置した測定器のデータです。

\*騒音回数とは

70dB以上、5秒以上の継続音

\*測定W値は

dBではありません。毎日のW値です

居住専用区域の環境基準値は

70W以下です

12月も殺人的な騒音が続きました

爆音がうるさいときは抗議と  
苦情の電話をしよう



抗議の電話は  
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所  
電話：046-261-4332  
夜間・休日：045-211-7386

苦情の電話は  
大和市基地対策課・・・046-260-5310  
大和市役所・・・・046-263-1111  
綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604  
海老名市危機管理係・・・046-235-4790  
座間市涉外課・・・・046-252-8307  
相模原市涉外課・・・042-769-8207  
藤沢市共生社会推進課・・・0466-25-1111  
(代)内線2131  
町田市企画政策課・・・042-724-2103



# まことに絆する2011年



第4回ブロック長会議(11月)



東日本大震災復興支援カンパ金  
約617万円を寄付(7月)



P-1配備反対座間防へ  
申し入れ(8月)



P-1配備反対の申し入れ  
綾瀬市役所(8月)



頑張ろう三唱(1月)



第4回代議員総会(3月)

陳述書取りスナップ



小刀空母厚木化成会  
横須賀集会参加(9月)



航空機騒音測定大和市上草柳・緑の広場:(1月)



「P-1配備抗議行動：防衛省南関東防衛局」(2月)

### お知らせ

#### 新春の集い

1月28日(土)14時～  
大和市生涯学習センター207大会議室  
会費1000円  
出席希望の方は各支部長又は訴訟団事務所へお申し込み下さい

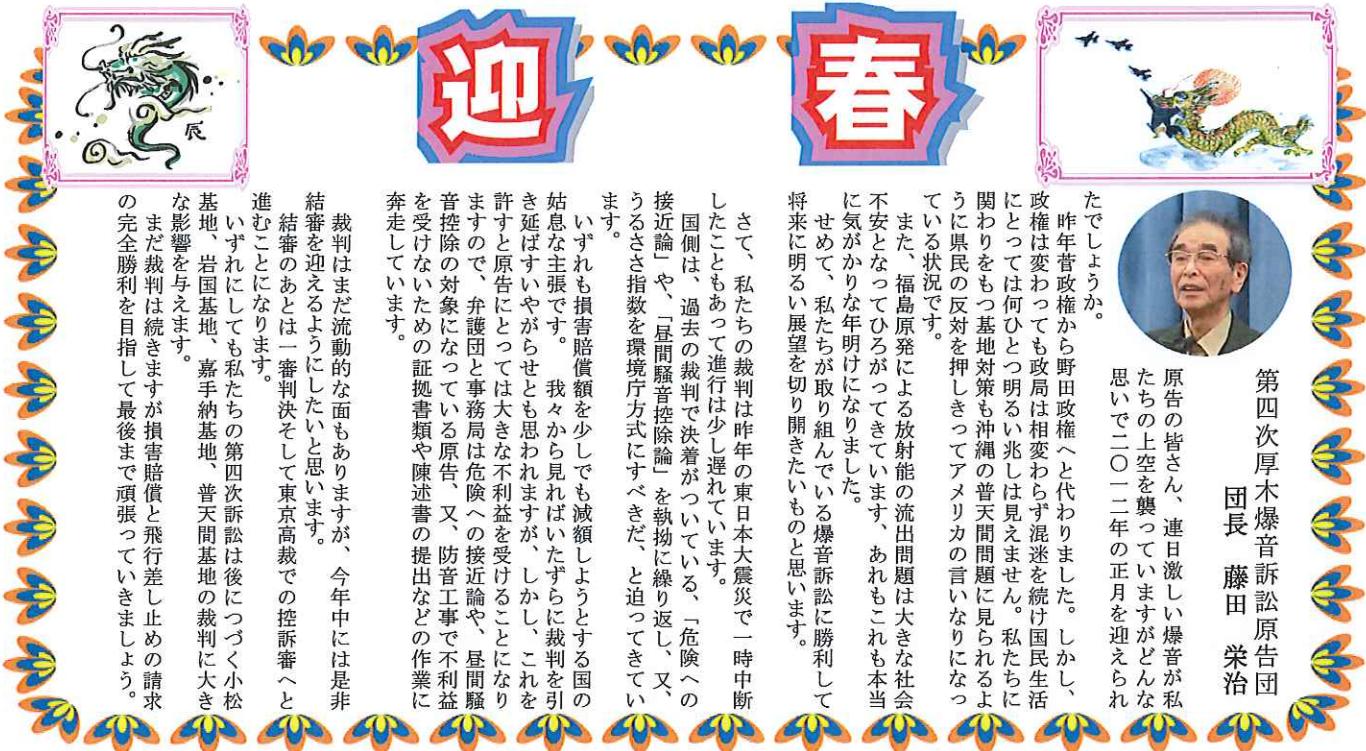


# 平和で静かな空を

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 28号

発行：2012年1月12日

連絡先：大和市桜森3-5-3フォントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oom/>



第四次厚木爆音訴訟原告団  
団長 藤田 栄治



原告の皆さん、連日激しい爆音が私たちの上空を襲っていますがどんな感じでしょうか。

昨年昔政権から野田政権へと代わりました。しかし、政権は変わつても政局は相変わらず混迷を続け国民生活にどつては何ひとつ明るい兆しは見えません。私たちに關わりをもつ基地対策も沖縄の普天間問題に見られるように県民の反対を押しきってアメリカの言いなりになっている状況です。

また、福島原発による放射能の流出問題は大きな社会不安となつてひろがつてきています。あれもこれも本当に気がかりな年明けになりました。

せめて、私たちが取り組んでいる爆音訴訟に勝利して将来に明るい展望を切り開きたいものと思います。

さて、私たちの裁判は昨年の東日本大震災で一時中断したこともあつてひろがつてきています。国側は、過去の裁判で決着がついている、「危険への接近論」や、「昼間騒音控除論」を執拗に繰り返し、又、うるさき指数を環境庁方式にすべきだ、と迫つてきています。いずれも損害賠償額を少しでも減額しようとする國の姑息な主張です。我々から見ればいたずらに裁判を引き延ばすいやがらせとも思われますが、しかし、これを許すと原告にとっては大きな不利益を受けることになりますので、弁護団と事務局は危険への接近論や、昼間騒音控除の対象になつている原告、又、防音工事で不利益を受けないための証拠書類や陳述書の提出などの作業に奔走しています。

裁判はまだ流動的な面もありますが、今年中には是非結審を迎えるようにしたいと思います。結審のあとは一審判決そして東京高裁での控訴審へと進むことになります。

いずれにしても私たちの第四次訴訟は後につづく小松基地、岩国基地、嘉手納基地、普天間基地の裁判に大きな影響を与えます。まだ裁判は続きますが損害賠償と飛行差し止めの請求の完全勝利を目指して最後まで頑張っていきましょう。

### 新春のご挨拶



神奈川平和運動センター  
事務局長 小原 慎一



第四次厚木基地爆音訴訟弁護団  
団長 中野 新



原告の皆様あけましておめでとうございます。

二〇一二年の本年は、いよいよ第四次訴訟も、結審に向けて大詰めの年となるでしょう。昨年は三・一一東北大地震によつて、法廷の期日も延期され、審理の予定が大巾に遅れざるを得ませんでした。

本年は昨年一・一月七日に行われた、横浜国大田村名譽教授のWECPLについての証言に続いて、京都大学松井教授に、四月二五日に証言いただきます。

松井教授には、航空機騒音と住民の健康被害のおそれ、これについてのWHOの環境騒音（規制）ガイドライン、騒音による疾病負荷等についての世界（特にヨーロッパ）の騒音規制基準、我が国の騒音規制の現状と、大和市民の健康被害の推定などについて、最新の調査研究成果を証言いただきます。

その後の審理予定は、何としても裁判所による航空機騒音の現場検証を実施させる中で、これまでの学問的争点であった、訴訟法上の差し止め請求の取り扱い、日米地位協定上の厚木基地管理権の国への帰属と米軍機に対する国管理権限、について大学教授・専門家の鑑定意見の提出などを予定しています。その後最終弁論を経て、結審・判決を迎えることになりますが、裁判は年を越すものと思われます。

この裁判においては、民事・行政のいずれにしても、米軍機・自衛隊機の飛行差し止めを認めさせること、そのためには、厚木一次訴訟最高裁判決が誤つて認定した、日米地位協定上の米海軍厚木飛行場の位置づけを、正しく認定させることを獲得しなければなりません。

戦後六〇年以上たつて、ようやく日米安保条約とその運用の実態が、厚木基地においても、又沖縄においても、明らかとされる契機がくることが期待されるのです。



あつと言ふ間の激動の一年が過ぎ、積み残された課題の重さゆえに、多くの人々から新たな年を喜ぶ余裕が失われてしまつてゐるのではないかでしょうか。「3・11大震災」に伴う東電福島第一原発事故、その人災がこの国に民主主義を呼び戻す大きな契機となつたと、後に語られるような運動を展開したいものです。

日米安保条約による基地負担・科学的論拠さえも通じない原子力推進、ともに金と嘘と暴力とで築かれてきた「国策」、これまで決して明らかにされることが無く、一闇の中)にあつたこの国的基本構造=差別構造が膚氣ながらも白日のもとに晒されつゝあり、そこに今後の展望を抱きたいと思います。民意とか離れた「国策」を是正する役割を放棄した深刻な政府の姿勢を問いかねることが、新たな運動の出発点です。

米空母は違法爆音の根源であるとともに、原発事故に匹敵する危険性を首都圏一帯にもたらす存在です。福島での現実を直視するならば「原子炉事故による放射能の漏出は基地内」との米国側説明の虚偽を徹底的に暴く必要があります。

「もんじゅ訴訟」をはじめ全国の原発地許可取消しや騒動停止を求める裁判を担当する運動を平和運動センターも支え続ける決意です。



## 最近のうるさい騒音に抗議



2011年12月15日(木)防衛省南関東防衛局座間防衛事務所に抗議しました。

原子力空母ジョージワシントンの艦載機が11月中旬厚木基地へ飛来して以来、厚木基地周辺は連日激しい騒音にさらされています。第四次厚木爆音訴訟団と厚木爆同の役員20名は大和市鶴間にある防衛省南関東防衛局座間防衛事務所を訪れ、訓練飛行を即時止めるよう、強く申し入れました。

これに対し、座間防衛事務所の中村所長と藤本次長は、「防衛省としては厚木基地での米軍の飛行訓練の実施等は必要不可欠なものであると認識している。しかし、周辺住民にとって航空機騒音はきわめて深刻な問題であるので、騒音の軽減に向け、努力していきたい」と相変わらずの回答のみだった。

## 11月はこんなにうるさかった!!

測定場所：厚木基地滑走路北端  
\*データは、防衛省のデータ

測定日	騒音回数	測定W値
11/21(月)	74回	98.3
22(火)	78回	96.9
23(水)	16回	95.0
24(木)	29回	79.1
25(金)	42回	78.2
26(土)	3回	72.5
27(日)	6回	71.7
28(月)	75回	94.9
29(火)	170回	102.9
30(水)	193回	105.1

このデータは、防衛省が厚木基地内の滑走路北側のフェンス際に設置した測定器のデータです。

\*騒音回数とは

70dB以上、5秒以上の継続音

\*測定W値は

dBではありません。毎日のW値です  
居住専用区域の環境基準値は

70W以下です

12月も殺人的な騒音が続きました

騒音がうるさいときは抗議と苦情の電話をしよう



抗議の電話は  
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所  
電話：046-261-4332  
夜間・休日：045-211-7386

苦情の電話は

大和市基地対策課・・・046-260-5310  
大和市役所・・・046-263-1111  
綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604  
海老名市危機管理係・・・046-235-4790  
座間市涉外課・・・046-252-8307  
相模原市涉外課・・・042-769-8207  
藤沢市共生社会推進課・・・0466-25-1111  
(代)内線2131  
町田市企画政策課・・・042-724-2103



2011年

第4回ブロック会議 (11月)

東日本大震災復興支援カンパ金  
約617万円を寄付 (7月)

P-1配備反対の申し入れ  
綾瀬市役所 (8月)

P-1配備反対座間防衛へ  
申し入れ (8月)

頑張ろう三唱 (1月)

第4回代議員総会 (3月)

陳述書取りスナップ

原子力空母母港化反対  
横須賀集会参加 (9月)

第4回代議員総会

航空機騒音測定大和市上草柳・緑の広場 (1月)

**お知らせ**

**新春の集い**  
1月28日(土)14時～  
大和市生涯学習センター207大会議室  
会費1000円  
出席希望の方は各支部長又は訴訟団事務所へお申し込み下さい